



厚生労働省
長崎労働局

Press Release

長崎労働局発表
平成27年7月23日（木）

厚生労働省
長崎労働局雇用均等室
室長 大庭 直美
室長補佐 宮崎 直子
電話 095-801-0050 内線 500, 501

法改正後、初の認定マーク取得！

「子育てサポート企業」として

**国立大学法人長崎大学
を認定しました！**



次世代認定マーク「愛称：くるみん」

長崎労働局（局長 大塚 崇史）では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「国立大学法人長崎大学（学長 片峰 茂）」を子育てにやさしい企業として認定し、下記のとおり「くるみん認定書授与式」を執り行うことといたしました。長崎県における認定企業としては**第14社目**になります。

○くるみん認定書授与式

日時 平成27年7月27日（月） 11時00分～11時30分
場所 住友生命長崎ビル 地下1階 第2会議室
（長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル 地下1階）

- * 認定書授与式は、撮影、傍聴可
- * 授与式終了後、認定企業及び労働局への取材を行うことも可能です。
- * 当日は、住友生命長崎ビル 地下1階 第2会議室へお越しください。

【次世代育成支援対策推進法とは？】

「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代法」という。）は、日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。

この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は、各種行動計画を策定することとされています。

【次世代法に基づく認定（くるみん認定）とは？】

次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、認定基準（計画に定めた目標の達成、計画期間内の女性の育児休業取得率75%以上（計画期間が平成27年3月31日までに終了した場合は、旧認定基準70%以上）など）を満たした場合には、都道府県労働局に申請を行うことにより、労働局長の認定を受けることができます。

＊計画期間が平成27年3月31日までに終了した場合は、旧認定基準が適用されます。計画期間が平成27年4月1日をまたぐ場合は、新認定基準と旧認定基準のいずれによっても申請できます。

【認定のメリット】

認定を受けた事業主は、右の次世代認定マーク（愛称：「くるみん」）を利用することができます。

この認定マークを求人広告、自社の商品や広告、ホームページ、名刺などにつけることで、「子育てサポート企業」であることを対外的にアピールすることができます。

その結果、企業イメージの向上やそれに伴う優秀な従業員の採用・定着などが期待できます。

さらに、平成30年3月31日までにくるみん認定を受けた企業については、次世代育成支援に資する資産であって一般事業主行動計画に位置づけた資産について、税制優遇措置が設けられています。



次世代認定マーク「愛称：くるみん」

【くるみんマークのデザインが変わりました】

平成27年4月1日以降に認定を受けた企業は、新しい「くるみん」マークになります。☆は認定を受けた回数を表しています。

平成27年3月31日までにくるみん認定を受けた企業は、引き続き今までの「くるみん」マークが使用できます。



平成27年3月31日までに
くるみん認定を受けた次世代認定マーク
「愛称：くるみん」

〈添付資料〉

- 資料1 国立大学法人長崎大学の取組の概要
- 資料2 認定基準（旧認定基準）
- 資料3 長崎県内企業における一般事業主行動計画策定届の届出及び認定の状況
- 資料4 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定プラチナくるみん認定を目指しましょう！！（パンフレット）